

# 名古屋市農業委員会 令和4年第2回総会 議 事 録

- 開催日時 令和4年2月21日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時59分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長级以上)

事務局長、事務局次長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第11号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第12号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について

第13号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第14号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第15号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条の規定による承認について

第16号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況について

(4) その他

(5) 閉会

## 令和4年第2回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

		2番	成田秋義委員
		4番	近藤正俊委員
5番	坂野文明委員	6番	石田正彦委員
		8番	箕浦基伸委員
9番	布目巳佐子委員		
11番	横井昭男委員	12番	岩田公雄委員
		14番	野間利和委員
15番	安井勝春委員	16番	横井庸一郎委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

17番	森國晃委員		
21番	大島誠委員	22番	伊藤正幸委員
		24番	横井慎一委員
25番	木村正男委員		
27番	服部勇夫委員		

令和4年第2回総会（令和4年2月21日）

開会（午後2時00分）

事務局次長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和4年第2回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和4年第2回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第11号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第16号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について」までの6議案の審議を行います。また、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中11人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中6人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、布目已佐子委員及び野間利和委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、始めに、第11号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてについて審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号3-6について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課  
長

受付番号3-6の農地につきまして、2月2日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人が農業経営規模の縮小を、譲受人が農業経営規模の拡大を図るため、申請がなされたものです。

申請地である、中川区江松西町の1筆の田は稲刈り後の状態で良好に管理されていました。

また譲受人の現在耕作している農地についても、すべて良好に管理されており、申請地についても適切に管理されていくことが見込まれます。

本件につきましては、許可することについて、何ら問題はな

いと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-12 及び 4-13 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-12 及び 4-13 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、2月2日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-12 は、譲渡人が農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区西福田二丁目の 1 筆は田で、田植え前の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

受付番号 4-13 は、譲渡人が農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区藤高一丁目の 2 筆は畑で、耕作準備中の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にならないようです。

それでは、第 11 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 11 号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第 12 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-6 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-6 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、2 月 2 日に調査した結果を報告します。

転用の内容については、申請者は分譲住宅販売業を営んでおり、申請地に住宅を建築し、販売するため、申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区西福田四丁目の 1 筆は、登記地目が宅地であり、農地区分が 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は、休耕中の状況でした。その周囲の状況は、東側・北側は宅地で、西側は用水路、南側は道路となっています。

また、譲受人は、資金調達に必要な資力・信用がある事や、

住宅都市局開発審査係にて開発許可不要の旨、確認済みであり、海東土地改良区の意見書もあることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。また、周辺農地への被害防除には配慮するとのことです。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 12 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 12 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 13 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-14 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長      受付番号 1-14 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、2 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-14 願い出の農地の、緑区大高町字田中の 1 筆は、大根や白菜などが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）      ありがとうございました。次に、受付番号 4-3 から 4-5 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長      受付番号 4-3 から 4-5 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、2月2日と3日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-3 の、証明願い出のありました港区砂美町始め 2 筆は畑で、エンドウ、小松菜、白菜が作付けされており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 4-4 の、証明願い出のありました港区当知四丁目の 1 筆は畑で、ソラマメ、ブロッコリー、ニンニクが作付けされており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 4-5 の、証明願い出のありました港区春田野一丁目の 2 筆は畑で、耕作準備中の状態であり、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）      ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 13 号議案の案件について

は、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 13 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 14 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-60 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

受付番号 1-60 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、2 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-60、天白区菅田二丁目の 1 筆には、タマネギやニンジン、白菜が、栽培されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-39 から 2-42 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山農政課長

受付番号 2-39 から 2-42 について、2 月 2 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-39 は、下志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されており、柿、タマネギ、イチゴ等が作付けされていました。

受付番号 2-40 は、畑で、ニンニク、タマネギ等が作付けされていきました。

受付番号 2-41 は、中志段味特定区画整理の 2 筆にそれぞれ畑として仮換地されており、2 筆のうちの 1 筆は、令和 3 年 9 月 1 日より認定都市農地貸付にて貸し付け中で、耕作準備中です。

もう 1 筆は使用収益が開始されていないため、作止め中です。

受付番号 2-42 は、下志段味特定土地区画整理の 1 筆に田として仮換地されており、耕作準備中でした。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-29 から 3-31 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-29 から 3-31 の農地につきまして、2 月 4 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-29 の中川区前田西町二丁目の 1 筆の畑には、大根、ネギが、受付番号 3-30 の同 1 筆の畑には、ネギ、さといも、ニンジン、ブロッコリーが作付けされており、良好に管理されていきました。

受付番号 3-31 の 14 筆については、すべて区画整理中につき、作止め中でした。

以上につきまして、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-19 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-19 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、2 月 2 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区藤高三丁目始め 3 筆は、田で、田植え前の状況で、良好に管理されていました。また、港区藤前四丁目の 1 筆は畑で耕作準備中の状況でした。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 14 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 14 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 15 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行

います。

この議案について審議するのは現在の体制となって初めてでございますので、概要及び審議のポイントについて簡単に説明いたします。

まず、都市農地貸借法における「都市農地」は生産緑地を指します。

そして、今回の案件である「特定都市農地貸付け」とは、生産緑地所有者から第3者である企業等が生産緑地を借りて、その第3者が、区画貸しの市民農園を開設するというものです。

お手元の配付資料①「特定都市農地貸付け」をご覧ください。

特定都市農地貸付けにおいてはまず、Step1のとおり名古屋市、生産緑地所有者、開設者の三者で貸付協定を締結します。

次に Step2 のとおり、開設者が農業委員会あてに特定都市農地貸付けの承認申請をし、農業委員会にて審議を行い、承認を行います。

承認後、Step3 のとおり、貸付規程に基づき開設者は利用者へ区画貸しを行います。

審議のポイントとしましては、通常の特定期農地貸付けと同様となります。配付資料②をご覧ください。

この中で、農業委員会が審査する事項は、当該市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

なお、本案件は、令和元年5月24日付けで承認された特定

都市農地貸付けの契約期間満了の到来に伴う更新申請となります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。  
中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課  
長

第 15 号議案に係る農地につきまして、2 月 3 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

議案資料の 9 ページをご覧ください。

本件は、現在の賃貸借契約期間が本年 5 月末に満了することに伴い、農園開設者が引き続き市民農園の経営を希望され、所有者及び名古屋市との間で合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地である中川区元中野町 3 丁目の 2 筆の畑は、現在、市民農園として良好に管理されておりました。

お手元の配付資料②をご覧ください。

審議のポイント「第 1 号」「位置と規模」に関しては、申請農地の周辺が住宅街であり、集団的な農業を分断しないほか、面積は 851 平米、区画数は 43 区画で農園の規模としても妥当であると認められます。

「第 2 号」「募集・選考方法」に関しては、貸付規程により、「チラシや看板の掲示等による周知により広く公募する」と定められており、公平かつ適正であると認められます。

「第 3 号」「貸付期間その他の条件等」に関しては、貸付期間が 1 年間、貸付料金が区画あたり月額 3,850 円と規定されており、利用者ごとに料金の差異もございませんので適正であ

ると認められます。

「第4号」「所有権以外の権原」に関しては、申請農地に小作人等が存在せず、開設者が市民農園の運営を適切に行っていくとの申し出がありました。

以上のことから承認することにつき、何ら問題がないと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

成田委員

この開設者って、記憶ではオペレーターのような、とは違うかな。記憶が違ったかな。どういう方なんですか、前からよく出てきますけど。そこんとこ経営とかそういうものをお聞かせ願うと参考になるかなと思います。

中川農政課長

説明不足で失礼いたしました。こちらの開設者でございますけれども、おととしの2月に本市の認定新規就農者となっております。主に介護等をやっておられる会社になるんですけども、その他に障害者の就労支援施設の運営もされておられて、その取り組みの一環として、この市民農園のほうをされているというところでございます。

成田委員

障害者の方を雇って、立派なことだと思いますけれども、そしてこういう運営をしているという。会社ですか。

中川農政課長

農福連携の。

成田委員

もっとすごい面積やってみえる方だと。

中川農政課長

開設者の経営としましては、昨年10月時点での経営の面積になりますけども、田んぼで約4ヘクタール、畑で66アール

程度やっておられます。

成田委員

今後はどんなような運営の方向に向かうのか。畑をもっと増やして今のような経営をされるんですかね。

中川農政課長

例えば、人・農地プランをいま中川区のほうで進めておりますけれども、おとしは供米田のほうでプランがまとまりまして、その担い手としてこの開設者がやられております。また、昨年の福島地区で人・農地プランの策定されましたけれども、こちらにつきましてもこの開設者が新たな担い手としてやっておられまして、開設者としては今のこの経営面積をさらに増やしていきたいという風に考えておられる状況でございます。

成田委員

どうもありがとうございました。

議長（会長）

他に何かございますでしょうか。

他にないようです。それでは、第 15 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 15 号議案の案件は承認することといたします。

次に、第 16 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料③をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、22 ページの農用地利用集積計画案の第 13 号につ

いて、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和3年度第13号の農地利用集積計画につきまして、2月2日に、担当委員さんと事務局職員で、本人の面談及び調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の賃貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西福田一丁目の1筆の畑で、面積は1,240平米の内300平米です。農地の現状は、耕作準備中の状況でした。

借受人は、チャレンジファーマーカレッジの受講や、農業ボランティア育成講座を修了しており、なごやか農楽会にも所属し、積極的に援農活動をされております。この度、名古屋市での新規就農を希望され、所有者との間で、利用権設定をすることについて協議を行った結果、合意に至り、本件の申し出をなされたとのことです。

そこで配付資料③の項目の内容についてもすべて適合しております。

借受人とは、現地調査する前に、面談を行いました。その結果により、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われれます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われれますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、

何かご意見はございますか。

ないようでございます。

それではここで、第 16 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。21 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について  
農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 16 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 16 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願

いたします。

農政係長

それでは、令和4年1月5日から令和4年1月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから13ページにかけては、農地法第3条の3の規定による届出が22件

続いて、14ページから20ページにかけては、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が28件

続いて、21ページから50ページにかけては、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが87件

続いて、51ページから52ページにかけては、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが6件

続いて、53ページから54ページにかけては、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが4件

続いて、55ページから57ページにかけては、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が7件

続いて、58ページですが、現況証明願についてが3件

続いて、59ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が1件

続いて、60ページですが、転用届出に係る訂正願が1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告(2)「遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況」についてです。令和3年第11回農業委員会総会で認定した遊休農地に関して、「利用意向調査」の実施状況をそれぞれの地区農政課長から報告をいただきます。

それでは、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

東部・緑地区、番号1-1から1-26について、令和3年11月29日付けで発送して行いました「利用意向調査」の結果を報告します。

1-1から1-5は、5筆で一団を形成する生産緑地で、令和元年度から遊休農地に認定されています。この一帯は、ぶどう園及び竹林として、1-2の所有者の夫が管理していました。その方が亡くなった後は、それぞれ所有者世帯での管理となりましたが、管理不良となり、現在に至っております。

1-1と1-4については、所有者は同一、いずれも「自ら権利の移転または設定をする」との回答で、所有者の子が状況の改善に努めていますが、具体的な進展はありません。

1-2については、「自ら耕作する」との回答で、所有者の子が状況の改善を進めようとしていますが、手つかずの状況で、具体的な改善の目途は立っておりません。

1-3と1-5については、同一所有者ですが、高齢のため耕作ができず、「生産緑地としての管理は困難である」との回答で

した。

いずれも、特定生産緑地の指定の申し出は行わないとの回答もいただいています。全体に、雑草が繁茂しているような状況ですので、今後も、引き続き指導を行ってまいります。

次に、1-6 から 1-14 についてです。

これら 9 筆は、所有者は同一で、一団の生産緑地です。令和 2 年度に遊休農地に認定されましたが、先月の令和 4 年 1 月農業委員会総会にてお認めいただいたとおり、令和 4 年 2 月 1 日から 10 年間、いわゆる「都市農地貸借法」による賃借権が設定されました。現地は除草が行われ、ワイン用ぶどうの栽培に向け、準備が進められています。今後、特定生産緑地の指定の申し出も行われる予定です。

次に、1-15 から 1-26 についてです。

1-15 から 1-19 と 1-21 から 1-26 は、それぞれ一団の生産緑地を形成、1-20 は他の生産緑地の一部となっており、今年度、新たに遊休農地に認定されました。以前は、現所有者とその母親により、田や畑、果樹畑として管理されていましたが、母親が他界されてからは、本人も体調を崩したこともあり、生産緑地としての管理も難しくなり、雑草繁茂の状態となったものです。

現所有者からの今回の意向調査の回答では、体調が悪く、「農業上の利用を行うことが難しい」とのことで、現状も、従前のまま、雑草が繁茂しているような状況です。今後も、引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。なお、特定生産緑地の指定の申し出は行わないとの意向を確認しています。報告は、以上でございます。

議長（会長）

次に、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

番号 2-1 から 2-50 について、令和 3 年 11 月 26 日付けで発送した「利用意向調査」の結果を報告いたします。

1 番は中村区の生産緑地で、平成 27 年度から遊休農地に認定しております。

昨年度より年に 1 度ほど草刈りがされており、今年度も草刈りがされているのを 1 月 28 日に現認いたしました。

今後について、1 月に自宅を訪問して面談し、自分自身で耕作を行いたいという意向を確認いたしました。引き続き指導を続けてまいります。

続いての 2 番以降は守山区の農地となります。

2 番、3 番は同一の所有者の生産緑地で、平成 26 年度から遊休農地に認定しております。

昨年 4 月頃、所有者と面談、それ以降、本人が入院したことにより再度の面談はかないませんでした。1 月に電話にて指導した際、農地バンク等を利用することも視野にいれつつ、引き続き自分自身で耕作を行いたいという意向を確認いたしました。

長期に渡って入退院を繰り返しており、直ちに状況を改善することは困難であると考えられますが、引き続き指導を続けてまいります。

次の 4 番からは守山区東谷地区の市街化調整区域の農地でございます。

4 番は平成 28 年度から遊休農地に認定している農地で、12 月 8 日に農地中間管理事業を利用したいとの回答がございました。現在は樹木が繁茂している状態で、昨年度と状況は変わっておりません。引き続き指導を続けてまいります。

次に5番でございますが、平成28年度から遊休農地に認定している農地でございます。

12月6日に自ら耕作するとの回答がありましたが、草ばえがひどい状態が続いています。引き続き指導を続けてまいります。

次に6番でございます。こちらも平成28年度から遊休農地に指定している農地でございます。

12月28日に農地中間管理事業を利用したいとの回答がございました。現在、樹木が繁茂している状態で、昨年度と状況は変わっておりません。引き続き指導を続けてまいります。

次の7番も平成28年度から遊休農地に認定している農地でございます。

12月16日に回答があり、ご本人は身体障害者2級の認定を受けており、自ら耕作ができない状況で、農業上の利用を行うことができないため、現状維持を希望とのことでした。現在、樹木が繁茂している状況です。引き続き指導を続けてまいります。

次に8番から13番でございます。

これらは同一所有者で、8番と9番は平成26年度に、10番、11番及び13番は平成27年度に、12番は平成28年度に遊休農地と認定されております。

農地バンクにも登録されていますが、いまだ貸付に至っておりません。12月に電話にて、農地中間管理事業等を利用する意思はないというような趣旨をお伝えいただいております。

現在、すべての筆に樹木が繁茂しています。あらためて意向を確認しつつ、引き続き指導を続けてまいります。

次に14番から25番でございますが、これらの農地は同一

の所有者で、24番と25番は平成26年度に、14番と、17番から23番は平成28年度に、15番と16番は平成30年度に遊休農地に認定されております。

12月20日に回答があり、14番については自ら耕作するとの意向で、残りの筆については農地中間管理事業を利用したいとのことでした。現在すべての筆に樹木が繁茂しており、昨年度と状況が変わっておりませんので、引続き指導を続けてまいります。

次に、26番と27番でございます。

同一所有者でございます、平成28年度に遊休農地に認定されております。

12月21日に農地中間管理事業を利用したいとの回答がございました。現在、樹木が繁茂しており、昨年度と状況は変わっておりません。引続き指導を続けてまいります。

次に28番から50番でございます。

いずれも平成28年度認定の遊休農地で、これらは所有者が既に亡くなられており、過去に所有者の娘さんと連絡をとったところ、相続人全員が相続放棄をしているとのことでした。

現在、指導する所有者も確認できず、中間管理機構も利用権を設定しないとの回答ですので、解決が困難な状況となっております。農地法上行うべき手続きは行いましたが、今後もどういった方法で解決していくかを検討してまいりたいと考えております。報告は以上です。

議長（会長）

次に、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

それでは中川農政課管内、受付番号3-1から3-9までの9筆について、昨年11月26日付で発送した利用意向調査の結果をご報告します。

3-1 は、令和元年度に遊休農地認定をしておりますが、昨年 12 月に所有者から「農地中間管理事業を利用する」との回答を得ました。しかしその後、当該農地の隣地の耕作者へ利用権が設定されたため、今後良好に管理される見込みとなりました。現在は、耕起作業が行われ、耕作準備中の状態ですが、引き続き耕作状況を監視してまいります。

3-2 は、令和元年度に遊休農地認定をしておりますが、先月、所有者から「自ら権利の移転または設定をする」との回答を得ました。本農地は名古屋市農地バンクに登録されておりますが、現状利用申出はなく、現地は雑草が繁茂しているため、引き続き耕作状況を監視してまいります。

3-3 は、令和元年度に遊休農地認定をしておりますが、「未回答」の状態です。

昨年 8 月と 11 月、年明けにも自宅を訪問しましたが不在で、連絡がとりたい旨のメモを投函しましたが、反応はありませんでした。現地は、雑草は目立たないものの未作付けの状況が続いているため、引き続き農地管理の意思確認をするとともに耕作状況を監視してまいります。

3-4 は、平成 29 年度に遊休農地認定をしておりますが、先月、所有者から「農地中間管理事業を利用する」との回答を得ました。あわせて今回、名古屋市農地バンクへの登録もしていただきました。現地は、雑草は刈り取られたものの未作付けの状況が続いているため、引き続き耕作状況を監視してまいります。

3-5 は、平成 28 年度に遊休農地認定をしておりますが、昨年 11 月に所有者から「農地中間管理事業を利用する」との回答を得ました。現地は雑草が繁茂しているため、引き続き耕作状況を監視してまいります。

3-6 は、平成 27 年度に遊休農地認定をしておりますが、「未回答」の状態です。昨年秋に電話をした際、所有者の妻より所有者本人がすでに亡くなっている旨を伺いました。その際、相続手続きが終わったら連絡いただきたい旨お伝えしましたが、これまで連絡はなく、自宅を訪問しても不在の状況が続いております。現地は、昨年 11 月に除草されたことを確認しましたが、現状は雑草が繁茂しているため、引き続き農地管理の意思確認をするとともに耕作状況を監視してまいります。

3-7 と 8 は同じ所有者で、平成 27 年度に遊休農地認定をしておりますが、ともに「未回答」の状態です。昨年 8 月と 11 月、年明けにも自宅を訪問しましたが不在で、連絡がとりたい旨のメモを投函しましたが、反応はありませんでした。現地は雑草が繁茂しているため、引き続き農地管理の意思確認をするとともに耕作状況を監視してまいります。

3-9 は、昨年度新たに新規認定をしたものでございますが、先月、所有者から「自ら権利の移転または設定をする」との回答を得ました。現地は雑草が繁茂している状況のため、引き続き耕作状況を監視してまいります。報告は、以上でございます。

議長（会長）

次に、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

番号 4-1 から 4-29 の 29 筆について、令和 3 年 11 月 30 日付けで発送した意向調査の結果を報告いたします。

港区の遊休農地は、すべて市街化調整区域内の農業振興区域です。

では、13 ページをご覧ください。

4-1の所有者は、ご高齢で病気があり、回答は「農地中間管理事業を利用する」でしたが、中間管理機構に引き受けを拒否されております。

次に、4-2の所有者は、「未回答」でした。除草はされず、肥培管理もなされていない状況です。

次に、4-3についてですが、「農業上の利用を行う意思がない」でした。年に一回は除草されますが、肥培管理はなされていない状況です。

次に4-4は、「農地中間管理事業を利用する」でした。相続で入手した農地ですが、すでに樹林地化しています。

次に4-5、4-6は、相続代表者がご高齢で、回答は「農地中間管理機構を利用する」でしたが、中間管理機構に引き受けを拒否されております。相続登記手続き中との事ですが、進捗がありません。

次に4-7の所有者は「未回答」でした。なお、昨年度は「自ら権利の移転又は設定をする」と回答されています。年に一回は除草されますが、肥培管理もなされていない状況です。

次に4-8は、「自ら権利の移転又は設定をする」で、昨年度も同様でした。

次に4-9、4-10、4-11は、相続登記がされていない農地で、相続代表者に手紙を出しましたが「未回答」でした。

次に4-12は、「農地中間管理事業を利用する」でしたが、中間管理機構に引き受けを拒否されております。除草もされておられません。

次に 4-13 は、「未回答」でした。共有者の一人はすでに死亡していますが、相続手続きはなされていません。植木が植栽されており、除草管理もされていません。

次に 4-14 から 4-17 の 4 筆は、同一所有者の農地です。今年度、相続しています。今回は「未回答」でしたが、売却を希望されているようです。

次に 4-18 は、「未回答」でした。ここ数年、管理がされていない畑です。

次に 4-19 は、「その他」で、「名義変更の費用も負担するので無料で土地を譲りたい。希望者がいれば教えてほしい」との回答でした。伐根や除草が行われ、一部作付けされています。

次に 4-20、4-21、4-24、4-25 の 4 筆は、同一所有者の農地です。今回は、「未回答」でした。なお、昨年度は「農地中間管理機構を利用する」と回答されています。田で、なにも管理がなされていない状況です。

次に 4-22 です。「自ら耕作する」との回答でした。本人は、十分に耕作しているという認識ですが、雑草が繁茂している状況です。

次に 4-23 の農地ですが、「未回答」でした。昨年度は「農地中間管理機構を利用する」と回答されていますが、中間管理機構に引き受けを拒否されております。

次に 4-26 です。「自ら耕作する」との回答でした。最近、新しく果樹を植えています。土地に対する作付面積がやや少ない農地です。雑草については、防草シートで管理をするとの事

です。

次に 4-27 は、「未回答」でした。除草されていた時もありましたが、大部分は雑草が繁茂している状況です。

最後に、4-28 の農地ですが、「自ら耕作する」との回答でした。一部、畑と果樹がありますが、除草管理がされていません。

次からは、今年度新たに遊休農地に指定された農地です。

4-29 の農地ですが、「自ら耕作する」との回答でした。除草して畑にしたいが、身体の調子が良くないので少しずつ作業をしたいとの事です。

以上の状況となっており、今後、該当するすべての農地について、所有者、相続人に対し粘り強く指導を継続してまいります。報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

その他連絡事項が 3 点ございます。

1 点目です。意見書の追加意見の提出につきまして、改めまして連絡いたします。追加意見等ございましたら 2 月 28 日までに地区農政課に、ご提出くださいますようお願いいたします。

2 点目です。2 月分・3 月分の農業委員会活動記録の提出に

ついて連絡いたします。通知にてお伝えをしているところでございますが、2月分及び3月分の活動記録を4月早々に愛知県に報告する必要がございますので、3月22日までに2月分・3月分につきましてご提出いただきますようお願いいたします。

最後に3点目です。研修資料の配布についてです。新型コロナウイルス感染拡大をうけ中止となりました、令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修の資料を配布いたしております。後ほどお持ち帰りいただくようお願いいたします。

内容につきまして1部抜粋してお伝えをいたします。緑の封筒が手元にあるかと思えます。中から「令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」と記載をされております青色のテキストがございましたらご確認くださいませ。

ページ番号が、テキストの真下と右上に記入されておりますが、下に記入されているページ番号で申し上げます。テキストの16ページをご覧ください。

改正農業委員会法施行5年の経過を踏まえまして、新たな農地利用最適化に向けた取り組みを目指すことが記載されております。

17ページ、18ページに具体的な内容が記されております。従来の取り組みの深堀りとしまして、農地を守り、また仲間に声をかけるなど、日常で行っていることにつきましても、農地利用最適化の活動として活動記録簿に記入し、遊休農地の発生防止、農地の集積・集約化を図ることがあげられております。

21ページをご覧ください。今後、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動内容を見える化の推進として、最適化活動の活動目標、成果目標の設定、活動状況の記録の徹底につきまして、

農水省から通知が予定をされております。今後の動向がわかりましたら、お伝えしたいと考えております。

最後に 67 ページ以降をご覧くださいませ。9 月 14 日に尾張会場での研修会では、岩田会長から名古屋市農業委員会による農業施策等に関する意見書の提出についてご講演いただきました。資料のとおり意見書の作成から提出までの活動の流れをご説明いただきました。

連絡事項は以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和 4 年第 2 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 59 分）